

名古屋市会達第 1 号

名古屋市会事務局課長補佐設置規程（令和 6 年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 西 川 学

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
名古屋市会事務局の課に次の組織を置く。 総 務 課 (略) 課 長 補 佐 (経理・情報) (略)	名古屋市会事務局の課に次の組織を置く。 総 務 課 (略) 課 長 補 佐 (経理・情報) <u>課 長 補 佐 (調整) (2)</u> (略)

附 則

この達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。